

入間市手数料条例新旧対照表

| 改正案 | | | | 現 行 | | | |
|-----------|--|---------------------|---|-----------|--|---------------------|---|
| 別表（第2条関係） | | | | 別表（第2条関係） | | | |
| 事務の種類 | | 金額 | | 事務の種類 | | 金額 | |
| 1～48 略 | | | | 1～48 略 | | | |
| 49 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項まで | 長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料 | 1戸につき、次の各号に定める額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 (1)～(3) 略 (4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定（以下「建築基準関係規定」という。）に適合するかどうかの審査の申出があつた場合は、前三号に定める額に、 <u>3</u> <u>3</u> の項の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額（同法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物（同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物）ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは120,700円、その他のものは174,600円を加算した額）を申請戸数で除して得た | 49 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項まで | 長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料 | 1戸につき、次の各号に定める額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 (1)～(3) 略 (4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定（以下「建築基準関係規定」という。）に適合するかどうかの審査の申出があつた場合は、前三号に定める額に、 <u>3</u> <u>4</u> の項の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額（同法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物（同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物）ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは120,700円、その他のものは174,600円を加算した額）を申請戸数で除して得た |

| | | | 額を加算した額 |
|---------|---|---------------------|--|
| 50 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の変更の認定の審査 | 長期優良住宅建築等計画の変更申請手数料 | 1戸につき、次の各号に定める額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 (1)～(3) 略 (4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項の規定により準用する同法第6条第2項の規定に基づき、当該計画変更が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があつた場合は、前三号に定める額に、33の項の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額（建築基準法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物（同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物）ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは120,700円、その他のものは174,600円を加算した額）を申請戸数で除して得た額を加算した額 |
| 51・52 略 | | | |
| 53 | 都市の低炭素化の促進に関する法律（平 | 低炭素建築物新築等 | (1) 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類 |

| | | | 額を加算した額 |
|---------|---|---------------------|--|
| 50 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の変更の認定の審査 | 長期優良住宅建築等計画の変更申請手数料 | 1戸につき、次の各号に定める額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 (1)～(3) 略 (4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項の規定により準用する同法第6条第2項の規定に基づき、当該計画変更が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があつた場合は、前三号に定める額に、34の項の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額（建築基準法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物（同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物）ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは120,700円、その他のものは174,600円を加算した額）を申請戸数で除して得た額を加算した額 |
| 51・52 略 | | | |
| 53 | 都市の低炭素化の促進に関する法律（平 | 低炭素建築物新築等 | (1) 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類 |

| | | | |
|--|---|--|---|
| <p>成24年法律第84号) 第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p> | <p>する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 一の建築物について、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 共同住宅等の住戸以外の部分及び住宅の用途を含まない建築物 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>床面積(建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。第2号ウにおいて「基準」という。)) Iの第2の2の2-3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。(このウ及び次項第1号ウにおいて同じ。)の合計が300m²以内のもの 10,000円</p> <p>床面積の合計が300m²を超えるもの <u>19,000円</u></p> <p>(2) 前号以外の場合 一の建築物について、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 共同住宅(基準Iの第2の2の2-3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算</p> | <p>成24年法律第84号) 第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p> | <p>する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 一の建築物について、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 共同住宅等の住戸以外の部分及び住宅の用途を含まない建築物 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>床面積(建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。第2号ウにおいて「基準」という。)) Iの第2の2の2-3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。(このウ及び55の項第1号ウにおいて同じ。)の合計が300m²以内のもの 10,000円</p> <p>床面積の合計が300m²を超えるもの <u>31,000円</u></p> <p>(2) 前号以外の場合 一の建築物について、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 共同住宅(基準Iの第2の2の2-3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算</p> |
|--|---|--|---|

定した共同住宅を除く。次項第2号ウにおいて同じ。)の共有部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

床面積の合計が300m²以内のもの 111,000円

床面積の合計が300m²を超えるもの 145,000

円

エ 共同住宅等の住戸以外の部分(共同住宅の共有部分を除く。)及び住宅の用途を含まない建築物(オに掲げる場合を除く。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

床面積の合計が300m²以内のもの 250,000円

床面積の合計が300m²を超えるもの 317,000

円

オ 共同住宅等の住戸以外の部分(共同住宅の共有部分を除く。)及び住宅の用途を含まない建築物(エネルギー消費性能の計算方法として、モデル建物法(市長が別に定める方法をいう。次項において同じ。)を採用した場合に限る。)

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

床面積の合計が300m²以内のもの 91,000円

床面積の合計が300m²を超えるもの 118,000

円

(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づき、建築基準関係規定に適合す

定した共同住宅を除く。55の項第2号ウにおいて同じ。)の共有部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

床面積の合計が300m²以内のもの 111,000円

床面積の合計が300m²を超えるもの 192,000

円

エ 共同住宅等の住戸以外の部分(共同住宅の共有部分を除く。)及び住宅の用途を含まない建築物(オに掲げる場合を除く。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

床面積の合計が300m²以内のもの 250,000円

床面積の合計が300m²を超えるもの 412,000

円

オ 共同住宅等の住戸以外の部分(共同住宅の共有部分を除く。)及び住宅の用途を含まない建築物(エネルギー消費性能の計算方法として、モデル建物法(市長が別に定める方法をいう。次項において同じ。)を採用した場合に限る。)

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

床面積の合計が300m²以内のもの 91,000円

床面積の合計が300m²を超えるもの 158,000

円

(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づき、建築基準関係規定に適合す

| | | | | | | | |
|----|---|-----------------------|---|----|---|-----------------------|---|
| | | | <p>るかどうかの審査の申出が<u>あつた</u>場合は、前二号に定める額に、<u>33の項</u>の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額（建築基準法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物（同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物）ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは120,700円、その他のものは174,600円を加算した額）を加算した額</p> | | | | <p>るかどうかの審査の申出が<u>あつた</u>場合は、前二号に定める額に、<u>34の項</u>の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額（建築基準法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物（同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物）ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは120,700円、その他のものは174,600円を加算した額）を加算した額</p> |
| 54 | 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の変更の申請に対する審査 | 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料 | <p>(1) 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 一の建築物について、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 共同住宅等の住戸以外の部分及び住宅の用途を含まない建築物 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>床面積の合計が300㎡以内のもの 5,000円</p> | 54 | 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の変更の申請に対する審査 | 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料 | <p>(1) 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 一の建築物について、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 共同住宅等の住戸以外の部分及び住宅の用途を含まない建築物 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>床面積の合計が300㎡以内のもの 5,000円</p> |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | <p>床面積の合計が300㎡を超えるもの <u>9,500円</u></p> <p>—</p> <p>(2) 前号以外の場合 一の建築物について、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 共同住宅の共有部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>床面積の合計が300㎡以内のもの 55,500円</p> <p>床面積の合計が300㎡を超えるもの <u>72,500円</u></p> <p>エ 共同住宅等の住戸以外の部分（共同住宅の共有部分を除く。）及び住宅の用途を含まない建築物（オに掲げる場合を除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>床面積の合計が300㎡以内のもの 125,000円</p> <p>床面積の合計が300㎡を超えるもの <u>158,500円</u></p> <p>—</p> <p>オ 共同住宅等の住戸以外の部分（共同住宅の共有部分を除く。）及び住宅の用途を含まない建築物（エネルギー消費性能の計算方法として、モデル建物法を採用した場合に限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>床面積の合計が300㎡以内のもの 45,500円</p> <p>床面積の合計が300㎡を超えるもの <u>59,000円</u></p> <p>(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第</p> | | <p>床面積の合計が300㎡を超えるもの <u>15,500円</u></p> <p>—</p> <p>(2) 前号以外の場合 一の建築物について、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 共同住宅の共有部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>床面積の合計が300㎡以内のもの 55,500円</p> <p>床面積の合計が300㎡を超えるもの <u>96,000円</u></p> <p>エ 共同住宅等の住戸以外の部分（共同住宅の共有部分を除く。）及び住宅の用途を含まない建築物（オに掲げる場合を除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>床面積の合計が300㎡以内のもの 125,000円</p> <p>床面積の合計が300㎡を超えるもの <u>206,000円</u></p> <p>—</p> <p>オ 共同住宅等の住戸以外の部分（共同住宅の共有部分を除く。）及び住宅の用途を含まない建築物（エネルギー消費性能の計算方法として、モデル建物法を採用した場合に限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>床面積の合計が300㎡以内のもの 45,500円</p> <p>床面積の合計が300㎡を超えるもの <u>79,000円</u></p> <p>(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第</p> |
|--|--|--|---|

| | | | | | | |
|----|---|----------------------|--|--|--|--|
| | | | <p>2項の規定により準用する同法第54条第2項の規定に基づき、当該計画変更が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があつた場合は、前二号に定める額に、<u>33の項</u>の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額(建築基準法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物(同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物)ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは120,700円、その他のものは174,600円を加算した額)を加算した額</p> | | | <p>2項の規定により準用する同法第54条第2項の規定に基づき、当該計画変更が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があつた場合は、前二号に定める額に、<u>34の項</u>の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額(建築基準法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物(同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物)ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは120,700円、その他のものは174,600円を加算した額)を加算した額</p> |
| 55 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。) | 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 | <p>(1) 建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合</p> <p>床面積の合計(市長が別に定める算定方法によつて算定したものをいう。以下この項及び59</p> | | | |

| | |
|--|--|
| <p>項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査</p> | <p>の項において同じ。)が300㎡未満のもの 11,000円</p> <p>床面積の合計が300㎡以上のもの 19,000円</p> <p>イ 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合</p> <p>床面積の合計が300㎡未満のもの 5,500円</p> <p>床面積の合計が300㎡以上のもの 9,500円</p> <p>(2) 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合 (1)アに掲げる場合を除く。)</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>床面積の合計が300㎡未満のもの 267,000円</p> <p>床面積の合計が300㎡以上のもの 334,000円</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>床面積の合計が300㎡未満のもの 102,000円</p> <p>床面積の合計が300㎡以上のもの 130,000円</p> <p>(3) 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合 (1)イに掲げる場合を除</p> |
|--|--|

| | | | | | | | |
|----|---------------------------|--------------------------|--|----|--|--------------------------|---|
| | | | く。) | | | | |
| | | | ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める 省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 床面積の合計が300㎡未満のもの 133,500円 床面積の合計が300㎡以上のもの 167,000円 | | | | |
| | | | イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める 省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 床面積の合計が300㎡未満のもの 51,000円 床面積の合計が300㎡以上のもの 65,000円 | | | | |
| 56 | 建築物省エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料 | 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料 | 一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 ア 略 イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 第4条第3項第2号の規定により設 | 55 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向 | 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料 | 一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 ア 略 イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)第4条第3項第2号の規定により設 |

| | | | |
|------------------------|---|------------------------|--|
| <p>上計画の認定の申請に対する審査</p> | <p>計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。<u>このイ及び次号イ並びに58の項第1号イ、第2号イ及び第3号イにおいて同じ。</u>)の合計が300m²未満のもの 11,000円</p> <p>床面積の合計が300m²以上のもの 23,000円</p> <p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>床面積の合計が300m²未満のもの 11,000円</p> <p>床面積の合計が300m²以上のもの 19,000円</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>床面積の合計が300m²未満のもの 267,000円</p> <p>床面積の合計が300m²以上のもの 334,000円</p> <p>(4) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>床面積の合計が300m²未満のもの 102,000円</p> <p>床面積の合計が300m²以上のもの 130,000円</p> <p>(5) 建築物省エネ法第35条第2項の規定に基づき、建築基準関係規定に適合するかどうかの審査</p> | <p>上計画の認定の申請に対する審査</p> | <p>計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。<u>このイ、次号イ並びに58の項第1号イ、第2号イ及び第3号イにおいて同じ。</u>)の合計が300m²未満のもの 11,000円</p> <p>床面積の合計が300m²以上のもの 23,000円</p> <p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>床面積の合計が300m²未満のもの 11,000円</p> <p>床面積の合計が300m²以上のもの 31,000円</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>床面積の合計が300m²未満のもの 102,000円</p> <p>床面積の合計が300m²以上のもの 171,000円</p> <p>(4) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>床面積の合計が300m²未満のもの 267,000円</p> <p>床面積の合計が300m²以上のもの 432,000円</p> <p>(5) 建築物省エネ法第30条第2項の規定に基づき、建築基準関係規定に適合するかどうかの審査</p> |
|------------------------|---|------------------------|--|

| | | | | | | | |
|----|--|----------------------------|--|----|--|--|---|
| | | | <p>の申出があつた場合は、<u>33の項</u>の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額(建築基準法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物(同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物)ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは120,700円、その他のものは174,600円を加算した額)</p> | | | <p>の申出があつた場合は、<u>34の項</u>の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額(建築基準法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物(同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物)ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは120,700円、その他のものは174,600円を加算した額)</p> | |
| 57 | 建築物省エネ法第36条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 | 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料 | <p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>(1) 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法<u>第35条第1項各号</u>に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 前項第1号に定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合するもの 前項第3号に定める額に2分の1を乗じて得た額</p> | 56 | 建築物省エネ法第31条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 | 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料 | <p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>(1) 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法<u>第30条第1項各号</u>に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 前項第1号に定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合するもの 前項第3号に定める額に2分の1を乗じて得た額</p> |

| | | | | | | | | | | | |
|----|---------------------------------------|--------------------|--|---|-------|----|--|--------------------|-----------------|---|-------|
| | | | <p>(4) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合するもの 前項第4号に定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(5) 建築物省エネ法第36条第2項の規定により準用する建築物省エネ法第35条第2項の規定に基づき、当該計画変更が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があつた場合は、33の項の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額(建築基準法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物(同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物)ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは120,700円、その他のものは174,600円を加算した額)</p> | | | | <p>(4) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合するもの 前項第4号に定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(5) 建築物省エネ法第31条第2項の規定により準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定に基づき、当該計画変更が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があつた場合は、34の項の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額(建築基準法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物(同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物)ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは120,700円、その他のものは174,600円を加算した額)</p> | | | | |
| 58 | 建築物省エネ法第41条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合し | 建築物エネルギー消費性能基準に適合し | 次に掲げる額を合算して得た金額 | (1) 建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 | ア・イ 略 | 57 | 建築物省エネ法第36条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合し | 建築物エネルギー消費性能基準に適合し | 次に掲げる額を合算して得た金額 | (1) 建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 | ア・イ 略 |

| | | | | | | | |
|----|---|--|---|--|--------------------------|----------------------|---|
| | ている旨の認 定の申請に対 する審査 | ている旨の認 定申請 手数料 | ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次 に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 床面積の合計が300㎡未満のもの 11,000円 床面積の合計が300㎡以上のもの 19,000円 (2)・(3) 略 (4) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費 性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞ れ次に定める額 床面積の合計が300㎡未満のもの 267,000円 床面積の合計が300㎡以上のもの 334,000円 (5) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費 性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞ れ次に定める額 床面積の合計が300㎡未満のもの 102,000円 床面積の合計が300㎡以上のもの 130,000円 | | ている旨の認 定の申請に対 する審査 | ている旨の認 定申請 手数料 | ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次 に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 床面積の合計が300㎡未満のもの 11,000円 床面積の合計が300㎡以上のもの 31,000円 (2)・(3) 略 (4) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費 性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞ れ次に定める額 床面積の合計が300㎡未満のもの 102,000円 床面積の合計が300㎡以上のもの 171,000円 (5) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費 性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞ れ次に定める額 床面積の合計が300㎡未満のもの 267,000円 床面積の合計が300㎡以上のもの 432,000円 |
| 59 | 建築物のエネ ルギー消費性 能の向上に関 する法律施行 規則（平成28 年国土交通省 令第5号）第1 条の規定に | 建築物 エネルギー消 費性能 確保計 画軽微 変更該 当証明 | (1) 建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の 建築物について、当該建築物が記載された同条第 1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上 計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条 第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が 提出された場合 床面積の合計が300㎡未満のもの 5,500円 床面積の合計が300㎡以上のもの 9,500円 | | | | |

| | | | |
|--|---------------------------|---|--|
| <p>基づく軽微な 変更 していることを 証する書面の 交付の申請に 対する審査</p> | <p>書交付 申請手 数料</p> | <p>(2) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能 基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定 める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応 じそれぞれ次に定める額 床面積の合計が300㎡未満のもの 133,500円 床面積の合計が300㎡以上のもの 167,000円</p> <p>(3) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能 基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定 める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応 じそれぞれ次に定める額 床面積の合計が300㎡未満のもの 51,000円 床面積の合計が300㎡以上のもの 65,000円</p> | |
| <p>60～77</p> | | <p>58～75</p> | |
| <p>備考 略</p> | | <p>備考 略</p> | |